

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

神埼市は、佐賀県の東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町及び三養基郡みやき町、北は脊振山地を隔てて福岡市、南は九州の大河、筑後川を挟んで福岡県久留米市、西は県都の佐賀市と隣接している。

地形は、城原川、田手川及び嘉瀬川の源流部をなす脊振山と最高峰とする北部の山間地域と、同河川が潤す肥沃な平野からなる南部の穀倉地帯とに分別され、縦に細長い形を成している。

当市で発生する災害の多くは、大雨による山間部急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨被害、干害、雷害、雪害などがある。

(洪水 : ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する神埼市神埼町中心部は 0.5m～3m の浸水が予想されており、JR 神埼駅や旧長崎街道沿いの商店街が形成されていた地区でもあることから、当市において最も大きな商業集積区域である。

また、南部の千代田町エリアでは主に佐賀市と久留米市を結ぶ国道 264 号線（通称：江見線）沿いに西から大型ショッピングセンター「アニー」をはじめ、割烹料理店や小売店などの商業施設や、久留米や大川市の企業を取り扱う製造業等が点在しており、田手川以西は神埼町同様に 0.5m～3m、田手川以東に関しては 3.0m～5.0m の大規模浸水が予想されている。

(土砂災害 : ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、九州自動車道以北から山間の脊振町エリアまでの城原川沿いにおいて河川の浸食や土石流の警戒区域ならびに土砂災害警戒区域が集中している。

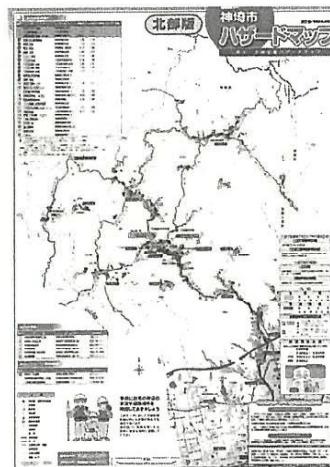
同エリアには旧脊振村時代からの小規模な商業集積のほか、建設業も多く存在する。

(地震 : J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間で震度 5 弱以上となる可能性について、脊振町で 8%、神埼町で 57%、千代田町で 84% と、南部に行くほど軟弱地盤という理由もあり、確率が高くなる傾向が見られる。

(その他)

城原川、田手川とともに、しばしば排水不良に起因した氾濫が発生する状況にあり、これは山地から平地に対し川底の傾斜が急変するところや川幅が狭くなっているところ、あるいは屈曲が多い場所が多いことに起因するとともに、有明海の潮位の関係上、常時開放して排水することが不可能であることにより、平坦部においても各河川の排水機能不良による洪水や浸水が発生し、常習的な災害を発生させている。



神埼市水害ハザードマップ北部



神埼市水害ハザードマップ南部

(2) 商工業者の状況（令和2年4月1日時点）

・商工業者数 1,121事業者 / 小規模事業者数 1,005事業者

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況）
商工業者	建設業	271	脊振地区をはじめ市内に広く分散
	製造業	139	北部（川久保線沿い）・南部地区に多い
	卸売業	46	市内に広く分散。
	小売業	238	神埼町や幹線道路沿い、人口密集地に多い。
	飲食・宿泊業	98	神埼町や幹線道路沿い、人口密集地に多い。
	サービス業	244	神埼町や幹線道路沿い、人口密集地に多い。
	運送・不動産	85	市内に広く分散。

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・神埼市国土強靭化地域計画の策定（令和2年3月）
- ・神埼市地域防災計画の策定（最新版：令和元年5月）
- ・市役所、各区長合同による情報伝達訓練および職員招集訓練の実施（毎年5月）
- ・防災備品の備蓄（中央公民館・脊振交流センター・千代田保健センター）
- ・最新版ハザードマップの全戸配布と転入者への窓口配布
- ・地域防災リーダー育成のための研修会および各地区での出前講座の開催

2) 当会の取り組み

- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のBCP策定セミナーへの参加推進
- ・個別事業者に対するBCPの必要性に関する周知啓蒙
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進

II. 課題

現状では緊急時の取り組みが体系化されておらず、災害発生時の情報収集や神埼市、関係機関との連携についても明文化したマニュアルも整備されていない。

特に、経営における最優先課題が「売上の維持・拡大」にある管内小規模事業者にとって、BCP策定は優先順位が低く、さらなる周知啓蒙が必要な状況である。

また、保険・共済に対して助言を行える経営指導員、支援員に偏りがあるだけでなく、BCP策定支援についても全ての経営指導員が十分にそのノウハウを有しているとは言い難く、BCPの普及が進みづらい要因となっている。

さらに、近年は今般の新型コロナウィルス感染症のように、職員の感染が商工会全体の機能停止に陥る可能性も考えられ、他の商工会や佐賀県商工会連合会との連携が不可欠である。

III. 目標

- ・管内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援やセミナー、情報発信を通して、事前対策と発生時の早期対応の重要性および災害発生時の経営リスクに対する認識を深める。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築し、早期の実態把握と復旧支援に向けた連携体制を整備する。
- ・発災後速やかな復興支援策を実施できるよう、組織内における体制、当会被災時の代替支援体制の整備、関係機関等との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

神埼市商工会（以下・当会）と神埼市（以下・当市）の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。※【】内はガイドラインP2における主たる項目区分

①. 事前の対策

①管内小規模事業者に対する災害リスクの周知【①注意喚起・②情報提供・⑤知見の共有】

- ・全経営指導員がハザードマップを携行し、巡回指導の際に、事業所所在地にて想定される災害規模や、事業経営に与えるリスクを説明し、災害対策の理解を深める。
- ・年2回発行している「神埼市商工会報」や当会ホームページ、メーリングリストを通じて国、県の施策情報やBCPの必要性、事業継続力強化計画認定事業者の紹介等を行う。
- ・関係機関や損保会社等が開催するBCP策定・啓発セミナーへの積極的な参加を推進し、災害対策における基礎知識習得を促す。

②管内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援【③指導及び助言】

- ・一気呵成に全事業所のBCP策定は困難であるため、災害頻発区域や発生懸念事業者から順次、策定提案先のリストアップを行う。
- ・事業継続力強化計画の策定および認定申請に関する個社支援を行い、具体的な実行計画策定に繋げていく。

③当会自身の事業継続計画の作成

- ・佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方～大規模災害編～」を参考に令和3年度事業継続計画を作成。（別添）

④関係団体等との連携【①注意喚起・②情報の提供】

- ・管内4金融機関に対し、当市のハザードマップやBCP啓発ポスターの店頭掲示ならびにBCP策定マニュアル等の設置を依頼し、管内小規模事業者に対する多方面からの周知協力を得る。
- ・関係機関、損保会社等が開催するBCPセミナー等への共催により、必要性の高い事業者のリストアップ先については順次、個別に参加を勧めて行く。

⑤管内小規模事業者の取組み状況の把握と実効性の向上【④フォローアップ実施】

- ・小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定状況を把握し、想定される災害規模が大きな地区の事業者については一層の周知徹底を図る。
- ・年々、災害規模が拡大していく近年の状況を踏まえ、計画の陳腐化防止とさらなる実効性を担保するために見直しや修正の提案を行う。

⑥当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（特に当地区では水害を想定）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は当市が実施する住民や事業者向けの訓練等を活用し、必要に応じて共同実施する。）

〈2. 発災後の対策〉

発災時において最優先すべきことは人命救助及び被災者の災害救助であり、統いて事業経営の停止や遅延の回避・継続であることを当市、当会ともに十分に踏まえた上で、下記のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

①応急対応の実施可否の確認

- ・当会は、休業日であれば発災後1時間以内、就業日であれば午前7時30分までに職員10名の安否確認（混線による不通を回避するために電話・メールではなくSNSを活用し安否ならびに業務従事の可否、家屋や道路の被害状況を共有する）を行い、その状況および体制について当市へ報告する。

②応急対応の方針決定

- ・当市は家屋被害や道路状況など、住民生活全般に係る大まかな被害状況を当会へ隨時提供するとともに、事業資産等の被害に関して知り得た情報も共有する。
 - ・当会は地区内事業者における事業資産等の大まかな被害状況を当市へ隨時提供するとともに、家屋や道路といった生活基盤の被害状況に関して知り得た情報も共有する。
 - ・当市において、被害状況や被害規模に応じて決定された応急対策に従い、当会においても必要な支援協力体制を取る。
 - ・職員全員が被災する等により応急対応が出来ない場合の役割分担、代替支援体制を決定する。

〈被害規模の目安〉※連絡が取れない区域については大規模な被害が生じていると考える。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

③被害状況の県への報告【⑥被害状況の把握及び地方公共団体への報告】

- ・当会は、管内事業者の被害状況に係る情報を佐賀県商工会連合会を通じて佐賀県産業労働部産業政策課に報告する。
 - ・当会から佐賀県商工会連合会への報告様式および報告頻度は以下のとおりとし、当該情報は当市へ同じく報告する。
 - ・ただし、県が報告方式を指定する場合には、当会または当市より、双方で共有した情報を県担当課へ報告する。

〈報告様式〉

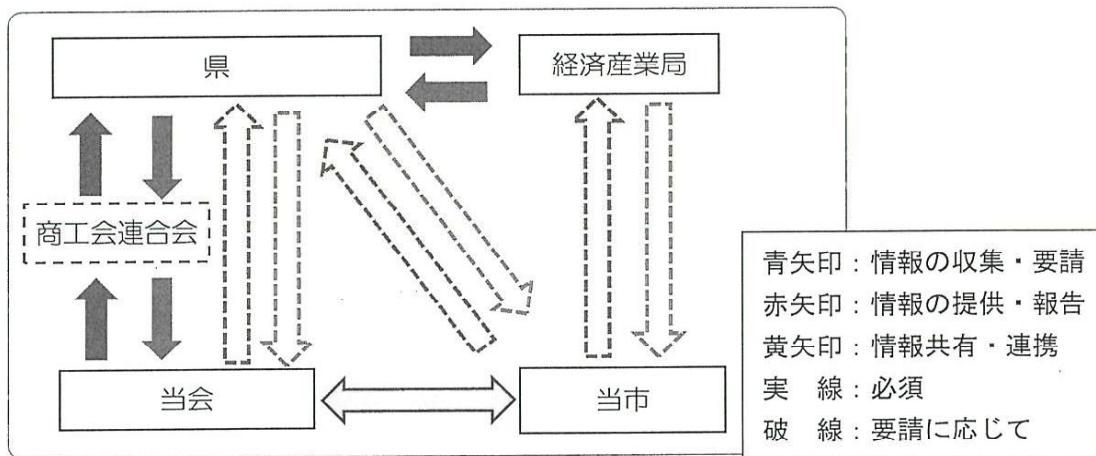
自然災害等に係る商工業関係被害状況									
団体名 担当者	神埼市商工会 内田芳樹	メールアドレス : kanzaki@sashoren.or.jp 電話番号 : 0952-52-7131 FAX : 0952-52-0492							
事業所名	住所	業種	従業員数	被害額 (千円)	(被害額内訳)				被害状況
					土地	建物	機械設備	商品、原材料、仕掛品等	

〈報告頻度〉

発災後～1週間	1日に2回（9時・17時）共有する。
1週間～4週間	1日に1回（17時）共有する。
1ヶ月～2ヶ月	毎週一回（月曜日9時）共有する。
2ヶ月以降	必要に応じて共有する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集、当市をはじめ関係機関への報告、指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での情報収集や支援業務の遂行手段・人員体制について決定する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、前項の報告様式に基づき、あらかじめ共有しておく。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

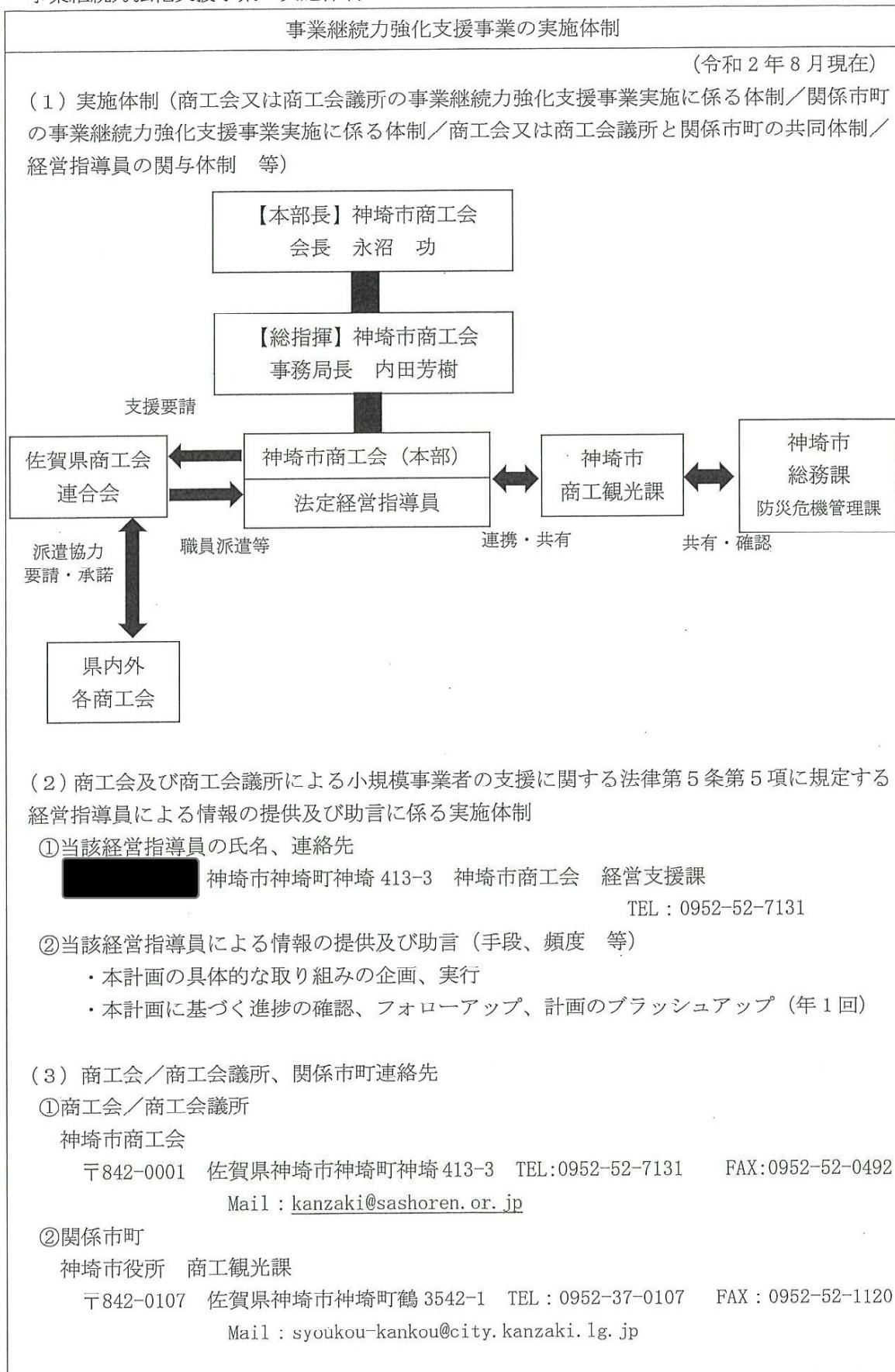
- ・当会と当市は相談窓口の開設方法について協議、決定する。（当会においては、国・県の依頼を受けた場合には特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。当会及び当市は現在も未使用の会館または使用中の支所を有しており、代替窓口として優先的に検討する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国や県、市町等）について、地区内小規模事業者等へ巡回等による被害実態調査と合わせて周知を行う。
- ・また、管内事業者への支援施策の新規創設について管内事業者の実態を踏まえ、議論、検討を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・当会と当市による協議、また県連合会と県等関係機関で協議による復興・復旧支援の方針に従い、被災事業者に対し支援を行う。
- ・災害規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合、または今般の新型コロナウイルス感染症のように一部職員の感染が当会全職員の出勤停止に波及する場合には、他の地域または県連合会からの応援派遣等を県や県連合会に相談・要請する。
- ・地域内企業の状況を踏まえ、他の地域の商工会・商工会議所と被災事業の代替が可能な企業のマッチングを行い、サプライチェーンの維持を図る。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	270	170	270	170	270
セミナー開催費	60	60	60	60	60
通信費	60	60	60	60	60
備蓄品購入費	150	50	150	50	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入・補助金（国・県・市）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項